



日本の  
ひなた  
宮崎県

# 中部教育事務所だより「絆」5月号



令和7年5月12日(月)

## 一人一人を大切にする教育の推進 ～UDハンドブック～

新年度が始まり1か月が経ち、子どもたちは新しい学年、学級に慣れてきたのではないでしょか。

県は今年度の重点推進事項の一つとして「一人一人を大切にする教育の推進」を設定しております。

様々な子どもたちが、順調に新生活のスタートを切っている一方、課題や悩みを抱えている子どもたちもいるかもしれません。

子どもたちの課題や悩みを解決し、安心して学校生活を送るために、「校内支援体制」を整備することが求められます。

県は、令和4年に、「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた分かる!できる!学校全体で取り組む授業の土台づくりハンドブック」(二次元コード参照)を作成しました。その中で、「学校全体で取り組む、すべての子どもを支える校内支援体制の整備」や「学校全体で取り組む、担任をチームで支えるための組織づくり」を紹介しております。ぜひ、参考にしてください。



## 認められる「懲戒」と許されない「体罰・不適切な指導」の違いを明確に！

問題行動を起こす児童生徒を指導する際、適切な「懲戒」は認められますが、「体罰」や「不適切な指導」はどんな場合でも許されません。児童生徒の規範意識や社会性を育てるためには、「懲戒」を適正に行い、粘り強く指導することが大切です。「懲戒」と「体罰・不適切な指導」の違いを明確にしましょう。

※令和7年5月1日「県コンプライアンス通信NO.68」より抜粋しています。詳しくはその通信をご覧ください。

### 「懲戒」 (学校教育法)

「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童生徒及び学生に懲戒を加えることができる。」

例えば…立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる



県コンプライアンス通信NO.68には、「懲戒」「体罰」「不適切な指導」の具体例も示されています。ぜひ、ご覧ください。

### 「体罰」(文部科学省通知)

「懲戒の内容が、身体に対する侵害を内容とするものや肉体的苦痛を与えるようなものに当たると判断される場合は、体罰に該当する。」

例えば…「殴る」「胸ぐらをつかむ」「物を投げつける」

### 「不適切な指導」

・「不適切な指導」とは、「児童生徒の人格や人権、能力等を否定するような暴言」や「児童に恐怖心を与える威圧的な行為や精神的に過度な負担を与える行為」

・「体罰のみならず、教員による児童生徒に対する暴言等の不適切な指導も許されないものである。いたずらに注意や叱責を繰り返すなど児童生徒を精神的に追い詰めるような指導は、懲戒権の範囲を逸脱した行為であり、あってはならない。」

例えば…「床に物を投げつける」「黒板や壁を叩く」「最低な奴だ」などと言う

問合せ先：中部教育事務所  
(担当：濱砂)

TEL (0985) 44-3322

代表アドレス chubu-kyoiku@pref.miyazaki.lg.jp

中部教育事務所は、「ひなたの学び」を推進しています。